

令和4年度

佐渡市事業所内感染症防止対策事業 補助金交付要領

令和4年4月

(令和4年7月改訂)

佐渡市

事業概要

< 1. 佐渡市事業所内感染症防止対策事業補助金とは >

新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る「新しい生活様式」を実践するため、市内の事業者が感染拡大防止のために講じる「衛生用品（消耗品）や備品の購入」（以下「事業」という。）を支援するための補助金を予算の範囲内で交付するものです。

< 2. 補助対象者 >

以下のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 市内に事業所等を有する中小法人（次のいずれか一つの要件を満たす法人）又は個人事業者等
 - ・ 資本金の額又は出資の総額（「基本金」を有する法人の場合は「基本金の額」、一般財団法人の場合は当該法人に拠出されている財産の額とする。以下同じ。）が10億円未満であること。
 - ・ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」をいう。）の数が2,000人以下であること。
- (2) 申請時において廃業又は事業所等が廃止しておらず、今後も事業を継続する意思があること。
- (3) 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと。
- (5) 政治団体でないこと。
- (6) 宗教上の組織又は団体でないこと。
- (7) 佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第2条第1号又は第2号に該当しない者であること。
- (8) 佐渡市事業所内感染防止対策事業補助金交付要綱別表第3に掲げる措置要件に該当し、同表の交付停止期間を経過していない者でないこと。
- (9) 本事業の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断した者でないこと。

< 3. 補助事業対象経費 >

接客等で事業主又は従業員が利用客と接する店舗等で、新型コロナウイルス感染拡大防止のために必要となる衛生用品（消耗品）・備品の購入のうち、次の表に掲げる経費が対象となります。

対象経費一覧（衛生用品、備品）

| 購入品の別 | 目的 | 品名 |
|---|-------|--|
| 衛生用品 (消耗品) | 除菌・消毒 | 使い捨て手袋（ゴム、ビニール、プラスチック、ポリエチレン） |
| | | 使い捨てキャップ（帽子） |
| | | 消毒液（消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム液） |
| | | スプレー容器 |
| | | 薬用石鹼（固形・液体）薬用以外も含む |
| | | 除菌シート |
| | | ペーパータオル |
| | | ビニール袋 |
| | 飛沫防止 | マスク（布・ウレタン・使い捨て等） |
| | | フェイスシールド |
| | | ゴーグル・保護眼鏡 |
| | | エプロン（使い捨て等） |
| | | 医療用ガウン |
| | | 防護服 |
| | | パーテーション（飛沫感染アクリルパネル含む） |
| 飛沫感染防止用資材（アクリル板、角材、段ボール、ビニールシート、ビニールカーテン、ガムテープ） | | |
| 備品 | 除菌・消毒 | 自動型手指消毒器 |
| | | 器具用消毒器 |
| | | 除菌剤の噴霧装置 |
| | | オゾン発生装置 |
| | | 紫外線照射機 |
| | | 自動水栓 |
| | | 自動ソープディスペンサー |
| | 換気 | 換気扇 |
| | | 空気清浄機（ウイルス対策可能なもの） |
| | | 換気機能や空気清浄機能（ウイルス対策可能なもの）を持つエアコン ※エアコン導入に付随して、必要となった施工費は含みません。 |
| | | 二酸化炭素測定器 |
| | 体調管理 | 非接触型体温計 |
| | 飛沫防止 | 飛沫感染防止パネル |

※原則、上記記載以外の衛生用品(消耗品)、備品は対象外となります。

なお、補助対象についてご不明な点がございましたら、担当課までお問い合わせください。

< 4. 補助金額 >

衛生用品（消耗品）・備品での区別は設けず、対象経費が1万円を超える事業に対し1/2以内（上限5万円）を補助する。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

また、国・県など他の補助事業の対象経費となった費用は今回の申請では対象外となります。

< 5. 申請受付期間 >

令和4年4月20日（水）から令和4年9月30日（金）まで

※ 郵送の場合当日消印有効

予算額の範囲内での補助金交付となるため、上記期間内でも受付を終了する場合があります。

令和4年度に既に本補助金の支給対象となった方の2度目の申請はできません。

< 6. 事業対象期間 >

令和4年4月1日から令和4年12月26日まで

※上記対象期間中に購入した衛生用品（消耗品）、備品が対象となります。

※交付申請前に購入した衛生用品（消耗品）、備品について申請される場合であっても、本要領3,4頁「対象経費一覧」に記載されている経費以外は補助対象外となりますので、ご注意ください。

< 7. 申請から交付までの流れ >

① 補助金の交付申請(申請者)

申請受付期間内に申請書類を市に提出。

※ 申請は1事業者につき事業区分ごとに1回を限度としています。

申請受付期間

令和4年4月20日(水)～令和4年9月30日(金)

※ 予算額の範囲内での補助金交付となるため、上記期間内でも受付を終了する場合があります。

② 補助金の交付決定(市)

申請書類審査後、概ね2週間程度で補助金の交付の可否を市が申請者に通知

(補助対象外経費が含まれている場合は、対象外経費を除くなど修正を加え交付決定する場合があります。)

③ 補助事業の購入(申請者)

交付決定後に購入

※ただし、「令和4年4月1日～申請日の前日までの間に購入している場合は、「④補助事業の完了」へ

④ 補助事業の完了(申請者)

事業対象期間内に事業を完了。

事業期間 : 令和4年12月26日(月)まで

上記対象期間内に衛生用品・備品の納入、及びその支払いを完了させてください。

⑤ 実績報告書の提出(申請者)

補助事業の購入費の支払いが完了した日から起算し20日以内の実績報告書を提出

※ただし、令和4年4月1日～申請日の前日までの間に事業を完了している場合は、補助金交付決定日から起算し20日以内に提出。

⑥ 補助金の確定(市)

実績報告書類審査後、概ね2週間程度で補助金の確定通知を市から通知し、指定口座に振り込み。

< 8. 申請方法 >

交付申請書等の様式を佐渡市ホームページよりダウンロードし、必要書類を作成のうえ、添付書類とともに申請受付期間内に郵送又は佐渡市地域振興部産業振興課窓口へ提出してください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り、郵送または電子メールでの申請にご協力ください。

【申請時における必要書類】

| 書類名 |
|---|
| ① 補助金交付申請書【様式第1号】 |
| ② 購入明細書【別紙4】 ⇒令和4年4月1日から申請日の前日までの間に購入した衛生用品（消耗品）については、販売事業者が発行した商品明細（領収書の額と購入明細書【別紙4】の合計額が一致するもの）の提出。 |
| ③ 見積書の写し（原則、単価20万円以上のものは2社以上、20万円未満のものは1社） ⇒令和4年4月1日から申請日の前日までの間に購入した備品については、契約前に取得した見積書（又はこれに代わる書類）の提出。 |
| ④ 備品を設置又は使用する場所の写真 ※備品購入の場合のみ |
| ⑤ 備品の仕様が確認できるカタログ等の写し ※備品購入の場合のみ |

なお、補助金の交付申請は1事業者につき、1回を限度とします。ただし、中小法人等については、店舗単位での申請を可とします。

また、本事業は、令和4年4月1日から申請日の前日までの間に購入した事業も補助対象としていますが、補助金交付申請及び補助金交付決定前に購入した事業は、購入した内容が対象経費であるかを確認の上、書類等の整理をお願いします。

【申請書提出先】

〒952-1292 佐渡市千種 232 番地 佐渡市役所第2庁舎
佐渡市役所 地域振興部 産業振興課
[受付時間] 8:30から17:30まで（土日祝日、年末年始除く）
[電話番号] 0259-67-7863
[E-mail] sangyo@city.sado.niigata.jp

提出された書類は返却いたしません。また、郵送料等申請に必要な経費は申請者のご負担となります。

<9. 補助事業の実施>

- (1) 補助事業の実施は原則として補助金交付決定後に購入してください（令和4年4月1日から申請日の前日までの間に購入している場合は除く）。
- (2) 補助金交付決定後に補助事業の内容変更、中止又は廃止しようとするときは、事前に市の承認を受けなければなりません。
- (3) 購入費が増額となった場合でも、やむを得ない事由による場合を除き、原則として補助金額の増額はされません。
- (4) 事業の完了については、次の期日までに必ず完了させてください。期日までに事業が完了しなかった場合は、補助対象外となります

衛生用品（消耗品）、備品の購入及びその支払い　：　令和4年12月26日　まで

※このほかにも補助金交付決定後に事業者の名称や所在地の変更などの場合、届け出が必要となるものもありますので、申請した内容から変更のある場合は事前に市役所の担当課にご連絡ください。

<10. 実績報告書の提出>

申請している補助事業の購入費の支払いが完了したら、完了日から起算し20日以内に実績報告書を提出してください。

なお、経費の支払行為の内容などが確認できないものは、補助対象とはなりませんので、ご注意ください。

◎ 実績報告時における必要書類

| 書類名 |
|-------------------------------------|
| ① 事業実績報告書【様式第7号】 |
| ② 請求書の写し |
| ③ 領収書の写し |
| ④ 購入明細書（実績）【別紙4】 |
| ⑤ 備品の設置状況（設置前、設置後）が分かる写真 ※備品購入の場合のみ |

※上記のほか申請内容を確認するために必要な書類の提出を求める場合がございます。

<11. 補助金の交付>

実績報告書類を審査した後に補助金額を確定し申請者に通知します。なお、実績報告書類を審査した結果、補助対象外経費が含まれていることが判明する等により、交付確定額が交付決定額に満たない場合があります。

補助金交付額の確定後、指定された金融機関の口座に補助金を振込みます。

<12. 注意事項>

補助金交付に関して、事業に関する資料の作成、情報提供、事業成果等の公表、報告や実地調査を求めることがあります。また、補助金を他の用途に使用したり、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したときは、補助金の交付決定の一部を取り消すとともに、取り消した部分の補助金について返還を命ずることがあります。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え 密集回避 密接回避 密閉回避 換気 咳エチケット 手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

令和4年4月1日

佐渡市長 様

申請者 住 所 佐渡市千種232番地
 事業者名 株式会社 産業振興商店
 代表者氏名 代表取締役 産業 太郎
 電話番号 0259-63-0000
 E-mail ××@～.jp

（団体の場合は、団体名称及び代表者名）

令和4年度事業所内感染症防止対策事業補助金交付申請書

令和4年度事業所内感染症防止対策事業について、佐渡市事業所内感染症防止対策補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

| | | | |
|--|---|--------------------------|------|
| 申請者の業種 | <input type="checkbox"/> 農林水産業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input checked="" type="checkbox"/> 卸・小売業 <input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他 | | |
| 補助事業を実施する店舗等の名称及び所在等（複数の店舗等で実施する場合は一覧を添付） | （フリガナ） 店舗等の名称 | サンギョウシンコウショウテン 産業振興商店 | |
| | 〒952-1292 佐渡市千種232番地 | 従業員数 | 100人 |
| 補助事業の目的及び効果 | <input type="checkbox"/> (1)密集・密接回避（身体的距離の確保等） <input checked="" type="checkbox"/> (2)密閉回避（換気の向上等） <input checked="" type="checkbox"/> (3)衛生管理（衛生環境の保持・改善、体調管理の徹底等） | | |
| 補助事業の内容 | マスクや消毒液等を購入し従業員のマスク着用と手指消毒、店舗内の消毒の実施、非接触式の体表温検知カメラを設置することで感染拡大防止を図る。 | | |
| 補助金交付申請額 | 38,000 円（千円未満切り捨て） | | |
| 添付書類 購入品の見積書又は購入内容・購入日が確認できる領収書の写し | | | |
| <p style="text-align: center;">誓約書</p> 当社（個人である場合は「私」、団体である場合は「当団体」）は、佐渡市事業所内感染症防止対策事業補助金の交付を申請するに当たり、佐渡市事業所内感染症防止対策事業補助金交付要綱の規定する全ての要件を満たしていることを誓約いたします。 なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても異議は一切申し立てません。 | | | |

※メールアドレスをご記入いただいた場合は、補助金交付額確定後の交付請求書をメールで提出することが可能です。

(記入例)

様式第7号 (第9条、第11条関係)

令和4年4月30日

佐渡市長 様

申請者 住 所 佐渡市千種232番地
事業者名 株式会社 産業振興商店
代表者名 代表取締役 産業 太郎
(団体の場合は、団体名称及び代表者名)

令和4年度事業所内感染症防止対策事業実績報告書兼交付請求書

令和4年4月15日付け佐地産室第000号で交付の決定の通知があった事業所内感染症防止対策事業について、佐渡市事業所内感染症防止対策事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告し、併せて同要綱第11条の規定により補助金の交付を請求します。

1 実績報告

| | |
|------------|--|
| 補助事業の内容 | マスクや消毒液を購入し従業員のマスク着用と手指消毒、店舗内の消毒の実施、非接触式の体温検知カメラを設置することで感染拡大防止を図る。 |
| 補助事業の完了年月日 | 令和4年 4月25日 |
| 添付書類 | (1)請求書の写し及び領収書の写し (2)その他必要な書類 |

2 請求額

| 補助金交付決定額 | 請求額 |
|----------|----------|
| 38,000 円 | 38,000 円 |

3 振込先

| | | | |
|-----------------|-------------------------------|------|---------|
| 金融機関名 | 佐渡銀行 | 支店名 | 佐渡支店 |
| 口座種別 | 普通 | 口座番号 | 0000000 |
| (フリガナ) 口座名義人 | カ.サンギョウシンコウショウテン (株)産業振興商店 | | |

〈発行責任者及び担当者〉

| | 役職 | 氏名 | 電話連絡先 |
|-------|------|-------|--------------|
| 発行責任者 | 経理主任 | 佐渡 太郎 | 0259-00-0000 |
| 担当者 | 同上 | 同上 | 同上 |

別表

補助対象外の経費について

以下の内容については、本補助金の対象外とします。

| 購入品の別 | 対象とならない経費 |
|---------------|--|
| 衛生用品 (消耗品) | <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業以外に使用する用品購入(日用品として使用するティッシュペーパー、トイレットペーパー、ウエットティッシュ、住宅・台所用洗剤(次亜塩素酸ナトリウム液を主成分とする製品を除く)など) ・配布を目的とした用品購入 ・補助事業者の自社製品又は関連会社から調達した補助事業者の利益となる経費 ・事業対象期間外に支出した経費や補助事業者による支払いを証明できない経費 |
| 備品 | <ul style="list-style-type: none"> ・既設品の買い替えを目的とした備品購入 ・汎用性が高い備品購入(パソコン、タブレット端末、机、椅子など) ・補助事業者の自社製品又は関連会社から調達した補助事業者の利益となる経費 ・事業対象期間外に支出した経費や補助事業者による支払いを証明できない経費 |

Q & A

| | |
|----|--|
| Q1 | 事業所で薬用ハンドソープや石鹸を購入し、従業員に配付し感染予防に活用することは可能ですでしょうか。 |
| A1 | 接客等で従業員と利用者が接する店舗等における感染拡大防止を目的としていますので、補助事業の対象としている事業者の店舗等以外で使用する消耗品は補助の対象となりません。 |

| | |
|----|---|
| Q2 | 衛生用品(消耗品)を3月中に購入、支払いましたが、5月に納品された場合は対象になりますか。 |
| A2 | 令和4年4月1日以降の契約、納品、支払が対象となります。 |

| | |
|----|--|
| Q3 | 4月中に発注、支払い、納品された衛生用品(消耗品)と、申請、交付決定後に購入する衛生用品(消耗品)を同時に申請する場合、購入明細書は合算して記載すればよいでしょうか。 |
| A3 | 令和4年4月1日から申請日の前日までの間に発注、支払い、納品された衛生用品(消耗品)と申請、交付決定後に購入する衛生用品(消耗品)は合算せずに別の行(欄)に分けて記載してください。 |

| | |
|----|--|
| Q4 | エアコンは備品購入として申請することは可能ですでしょうか。 |
| A4 | 申請可能です。ただし、エアコン導入に付随して必要になった施工費は申請対象外です。 |

| | |
|----|---|
| Q5 | 備品を市外業者に発注又は購入しても補助の対象になりますか。 |
| A5 | 備品購入については、市内購入を交付要件としていません。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内経済の回復のためにも、市内業者への発注、購入にご協力願います。 |

| | |
|----|---|
| Q6 | 売上が減少していなくても申請は可能ですか。 |
| A6 | 本事業は、事業収入の減少に対する経済支援ではなく、新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立を図り、事業継続による持続的な社会形成を目的としているため、事業収入の減少の有無にかかわらず申請は可能です。 |

| | |
|----|---|
| Q7 | 令和4年4月に購入した衛生用品（消耗品）について、領収書を受領しておらずレシートのみ手元にあります。この場合は補助対象になりますか。 |
| A7 | 実績報告書の添付書類として原則、購入した対象用品の領収書（補助金交付決定事業者が購入したことが確認できるもの）を提出していただきますが、令和4年4月1日から申請日の前日までの間に購入したものはレシートでも対応可とします。ただし、購入日、金額、品名が確認できない場合は対象外とします。 |

| | |
|----|--|
| Q8 | 衛生用品（消耗品）、備品の購入にかかる補助事業について複数回申請できますか。 |
| A8 | 衛生用品（消耗品）、備品での区分は設けず、申請は1事業所につき原則1回限りとなります。ただし、中小法人等については、店舗単位での申請が可能です。 |

| | |
|----|--|
| Q9 | 補助金受給者は公表されることがあるのでしょうか。 |
| A9 | 補助金を受けた事業者は事業成果に関する資料の作成及び情報の公表等についてご協力いただけることが補助金交付の要件となっています。市内の事業所が取り組む感染防止対策の事例として公表する場合があります。 |

| | |
|-----|---|
| Q10 | 衛生用品（消耗品）・備品の購入において、用品が品薄のため納品が計画より遅れそうです。事業対象期間内を超えた場合は補助対象外になるのでしょうか。 |
| A10 | 補助事業の対象期間に変更はありませんので、用品の納品だけでなく、事業に係る支払いも含め事業対象期間内に完了しない場合は、補助対象外となります。 |

<13. 問い合わせ先>

〒952-1292 佐渡市千種 232 番地 佐渡市役所第2庁舎

佐渡市役所 地域振興部 産業振興課

[受付時間] 8:30～17:30まで（土日祝日、年末年始除く）

[電話番号] 0259-67-7863

[E-mail] sangyo@city.sado.niigata.jp